

公設算数学習塾「まちじゅく」業務委託仕様書

本仕様書は、大町町（以下「委託者」という。）が委託する、大町町公設算数学習塾「まちじゅく」業務委託を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について必要な事項を定める。

1 業務名

大町町公設算数学習塾「まちじゅく」業務委託

2 業務の目的

本業務は、児童の基礎学力と学習意欲の向上、家庭学習の定着を図ることを目的とし、民間学習塾と連携し公設算数学習塾を開設する。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで（3年契約）

4 業務場所

大町町公民館

〒849-2102

佐賀県杵島郡大町町大字福母2481番地

5 業務内容

(1) 実施内容

ア 対象

町内に居住する大町ひじり学園3年生から6年生で、参加を希望する児童（全児童の50%の受講を想定）

イ 教科

算数（4学年 各1クラス）

ウ 実施日

大町ひじり学園の課業日の火曜日から金曜日

（週4日間、4月、8月を除く）

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
	5年	3年	6年	4年

※受講児童数により調整する

エ 時間

17時30分から18時30分（1コマ60分）

(2) 公設学習塾の内容

小学生3年生から6年生を対象に、本業務の目的を達成するため個に対応した効果的な算数学習指導の内容とした企画とすること。

(3) 実施・運営（教材、資料等の作成を含む）

受託者は(2)に基づき、業務実施体制を整備し、学習指導計画を作成のうえ、運営する。また、基礎学力の向上、家庭学習の定着のための教材、資料等を作成し使用する。なお、使用する教材については、自社商品・製品に限るものではない。

(4) 講師の派遣

講師については算数の学習内容に精通し、児童保護者に信頼される者を1クラス2名以上配置するものとし、児童の習熟度に合わせた指導を行う。なお、指導形態は参加児童に合ったものとする、

(5) 受講者の管理

ア 受講者の確定

委託者がその全ての事務を行う。(受講者募集、保護者通知、個人情報管理、退会処理、名札作成、受講態度の指導等)

イ 出欠管理

受託者は、毎回出欠管理を確実にを行い無断欠席者については、保護者確認を行う。欠席連絡については、保護者から大町町公民館または委託者が受け付け、受託者に確実に伝達する。

(6) 分析・効果検証

委託者は、佐賀県小・中学校学習状況調査等学力調査の分析により長期的な効果検証を行い、各種施策・制度等の改善・充実への反映に努める。検証結果については、受託者に報告する。

6 業務計画及び業務実施報告

(1) 委託者は、業務実施にあたって、事前に大町ひじり学園、大町町公民館と調整のうえ、業務実施にかかり実施日や使用する部屋を記載した「まちじゅく実施カレンダー」を作成する。

(2) 大町ひじり学園の臨時休校や学級閉鎖等やむを得ない事情により、当初に設定した日程で開講できない日が発生した場合は、委託者は受託者と適宜調整を行う。ただし、災害が発生した場合は、本仕様書11に従う。

(3) 受託者は、毎月、前月の受講者別・実施日別の受講状況のわかる報告書を委託者へ提出する。

7 打合せ等

本業務の推進にあたっては、委託者と受託者は必要に応じ協議を行うこととし、緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いについては、双方協議のうえ、決定する。

9 個人情報の取扱い

受託者は、大町町個人情報保護条例、関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う。

10 安全管理

- (1) 受託者は、業務上の事故等の発生予防を図るとともに、事故等の発生時には必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受託者は、事故等が発生した場合は、速やかに委託者及び保護者に報告しなければならない。

11 災害時における対応について

災害発生時において、委託者は、当初に設定した日程で開校ができないと判断した場合、速やかに受託者に連絡し、対応を調整する。

12 提供する備品・設備等について

- (1) 受託者は、委託者から提供する会場・備品・設備等を善良な管理者の注意をもって管理する。
- (2) 受託者は、故意又は過失により委託者から提供する備品・設備等を滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代替品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償する。

13 その他

本仕様書に定めのない事項について、必要に応じ委託者と受託者との協議の上、処理するものとする。